

(仮称) 宇部市子ども・子育て支援事業計画 (案) パブリックコメント実施結果について

1 意見募集期間

平成 26 年 10 月 15 日 (水曜日) から平成 26 年 11 月 4 日 (火)

2 意見募集方法

郵送、持参、ファックス、メール

3 意見提出状況

3 人 (15 件)

※重複する意見は、まとめています。

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方・対応
子ども・子育て支援新制度に関すること		
1	子ども・子育て支援制度の情報を早目に市民にわかりやすく示して欲しい。	新制度の施行に向けて、平成 26 年 7 月 1 日に「子ども・子育て支援新制度相談窓口」をこども福祉課内に開設し、幼稚園・保育所等事業者及び保護者からの相談を受け付けています。また、市のホームページに、新制度に関する情報を掲載し、市民への周知を図っています。今後も、市のホームページやリーフレット等を活用し、市民への周知に努めます。また、保育所・幼稚園等の保育料等については、詳細が決まり次第、園やホームページ等で広報する予定です。
2	現在の保育所や幼稚園の基準を下回ることはないよう、市が確認をするのか。	認可保育所や幼稚園は、これまでも国や県の定めた基準に基づいて運営されてきました。子ども・子育て支援法及び児童福祉法では、保育所や幼稚園の設備及び運営について、条例で定めることになっており、本市でも条例を策定したところです。この条例に基づき、設備及び運営については、これまでの基準を下回ることはないよう、確認していきます。
3	国が示した幼稚園や保育園の利用者負担を見て、現在の国の基準より安く設定されていることを知った。新制度になっても、引き続き、国の設定よりも安く設定してもらいたい。	新制度では、保育料は現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が今後定める基準を上限として、市町村が地域の実情に応じて定めることとなります。現時点で、まだ国が保育料の基準を示していませんので、本市の保育料は未確定ですが、平成 26 年度までの負担水

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方・対応
		準も踏まえながら検討していきます。
事業計画全般に関すること		
4	事業計画の対象は、小学生以下だけか。次世代育成支援行動計画は中・高生も関係していたのでは。	本計画は、次世代育成支援行動計画の内容を継承していますので、第5章の行動計画において、次世代育成支援行動計画から継承する事業として、非行・不登校問題、喫煙防止や薬物乱用防止教育、思春期における心の問題に係る相談体制等、中・高生を対象とした事業を計画に盛り込んでいきます。
教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業サービスの提供に関すること		
5	教育・保育提供区域とは何か。なぜ、地域学童保育事業だけが小学校区に設定されているのか。	子ども・子育て支援事業計画では、市町村は「利用ニーズ量」とその「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて、保護者や子どもが容易に移動することができる区域を定めることとなっています。本市では、保育所利用は親の送迎があること、幼稚園には送迎バスがあること、また、保育・教育内容についても施設毎の特徴がある中で、利用者が希望する施設を利用できなくなるというデメリットを考慮し、市内全域を1つの区域として設定しました。 ただし、地域学童保育事業については、子どもが小学校から通うことを考えて、小学校区毎に区域を設定しました。
6	地域子育て支援拠点事業の「過不足分」が、平成28年度に2,853人分不足していたが、平成29年度に0人になっているのはなぜか。	地域子育て支援拠点とは、乳児及びその保護者が相互の交流を行うことができ、子育てについての相談、情報提供を行う施設です。現在、市内6か所で実施していますが、ニーズ量の増加が見込まれることから、平成29年度以降に本市の子育て支援の核となる（仮称）子どもプラザを整備することで、不足分を補うことができると考えています。

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方・対応
7	地域学童保育保育事業で各校区の過不足分が0になっているが、今後、6年生までの受入れを行う場合、待機児童は出ないのか。	現在、本市では学童保育事業に関して、待機児童は出ていません。 平成27年度以降、利用対象が6年生までに拡大されることによるニーズ量の増加状況及び各校区の実情を確認しながら、施設の整備が必要な校区については、学校の余裕教室や既存施設の有効活用により整備を検討し、待機児童が出ないよう取り組んでいきます。
行動計画に関すること		
8	(仮称)こどもプラザの建設予定地は、市の中央部か。子育てサークル等も中央部に集中している。大きな施設でなくてもいいので、周辺部に点在させてはどうか。	(仮称)こどもプラザについては、本市の子育て支援の核となる施設と位置付け、その整備する地域は、交通の利便性や施設の規模等も考慮に入れながら、現在、本市がにぎわい創出に向けて取り組みを進めている中心市街地への設置も想定して、整備に向けて取り組んでいきます。親子が集うことのできる場所や機会の創出については、地域の状況や実施団体の有無に応じて、周辺部にも開設したいと考えています。
9	下関市「ふくふくこども館」や北九州の「元気の森」のように、雨の日でも遊べる施設があると良い。	現在、本市では、本市の子育て支援の核となる施設として(仮称)こどもプラザの整備に向けて検討しています。今後の検討を進める上で、御紹介を受けた施設も参考にさせていただきます。
10	学童保育は学校の中に作ってほしい。	各校区の実情を勘案しながら、学校の余裕教室の利用について、検討していきます。
11	よりよい幼児教育と保育の提供のためには指導者の資質の向上が不可欠。保育士や幼稚園教諭、学童保育の指導員の資質の向上に取り組むべきだと思いが。	御意見のとおり、本市ではこれまで、保育士等の資質の向上がよりよい幼児教育と保育の提供のために欠かせないものとして、研修の開催や、研修への参加支援に取り組んできました。 平成27年度から実施予定の子ども・子育て支援新制度は、幼児教育・保育の質の向上を目的としており、本市においても、条例の中で規定し、引き続き研修等を通じて、保育の質の向上に取り組めます。

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方・対応
12	親の就労支援も子育て支援につながる重要な施策だと思うが。	本市では、ひとり親の家庭の保護者に関しては、職業能力の向上と求職活動の促進を図るため、教育訓練の受講費用や看護師・介護士・保育士などの高等技能取得のための修業支援手当を支給しています。また、就労を希望する女性に対し、仕事と家庭の両立を応援するための相談窓口「ウイメンズワークナビ」を設置し、ハローワーク等と連携して就労を支援しています。
13	夜間の子どもの急な病気の時、相談場所がなく不安だったが、#8000（小児救急医療電話相談）が夜間も利用できるようになって助かっている。	この電話相談は、夜間に子どもが急な病気やけがをした際に、看護師や小児科医が症状に応じた適切な助言を行うもので、毎日19時から翌朝8時まで実施しています。この電話相談では診察はできませんが、医療機関を受診したほうがよいかなどお困りの際はぜひご利用ください。
14	乳幼児医療費の負担を軽減して欲しい。山口市や山陽小野田市のほうが進んでいるように思える。	乳幼児医療費助成制度については、子育て支援の観点から、特に受診率の高い乳幼児が安心して医療に掛かることができるよう、見直しは必要と考えていますので、引き続き、見直しに取り組んでいきます。
15	障害児に対応する保育士や教員の支援を望む。そのことが障害児やその家庭への支援につながると思う。	現在、市内の認可保育所や学童保育では障害児の受入れを行っており、職員配置の充実に向けて支援をしています。 また、市内の全ての小・中学校には、発達障害を含め障害のあるすべての児童生徒の自立や社会参加にむけたコーディネーターを設置し、相談対応や関係機関との連絡調整とともに、障害のある児童生徒の教育支援計画等を作成して指導・支援の充実を図っています。 今後とも、障害児に対する保育士や教員の支援の充実を推進していきます。